

「いずみ共通商品券」をお持ちの皆様へ
～ご利用終了のご案内～

長らくご愛用いただきました「いずみ共通商品券」は令和5年10月31日（火）をもちまして、ご利用を終了させていただきます。

つきましては、お手元を再度ご確認くださいまして「いずみ共通商品券」がございましたら、令和5年10月31日（火）までに、加盟店にてご利用いただきますよう、お願いいたします。

なお、期限までにご利用されなかった方には、資金決済法第20条第1項の規定に基づき、令和5年11月1日（水）以降払戻しを行います。

いずみ共通商品券



払戻し期間 令和5年11月1日（水）～令和6年1月31日（水）
（土曜日、日曜日、祝日は除く、午前9時～午後5時まで）

申し出場所 和泉商工会議所 窓口

払戻し方法 商品券をご持参の上、所定の用紙に必要事項をご記入下さい。
ご持参いただいた商品券の枚数、金額を確認の上、14日以内にご指定口座
にお振込みいたします。（振込手数料は和泉商工会議所にて負担します）

払戻しできない商品券

- ① 偽造された商品券
- ② 3分の1以上滅失している商品券
- ③ 明らかに使用済みであると判断できる商品券

お問合せ先

和泉商工会議所 いずみ共通商品券担当

〒594-1144 和泉市テクノステージ3-1-10

TEL0725-53-0320 FAX0725-53-5959